

軍に対して「この際、強硬態度に出づることは考へものと思料す。また交渉はなるべく公正なる態度によるを可とす」と打電した。陸軍中央は北支問題に対して極めて慎重であり、かつ公正ならんと努めてゐた訳である。

閔東軍もやがて中央の穩健な方針に歩み寄るに至り、一方、中国側も迅速解決の必要から、自発的に宋哲元軍のチャハル省主席と第二十九軍長の職を免じ、民政庁長・秦徳純を主席代理とするなどの措置を取った。ここに於て閔東軍も宋軍の黄河以南撤退の要求を取り止めるなど解決条件を緩和し、これに基づいて土肥原少将は宋哲元に日本側要求を提示、これに対し秦徳純は六月二十七日、チャハル省内の排日機關の撤去、宋哲元軍のチャハル省からの撤退など日本側の要求全部を受け容れることを文書で回答してきた。これが所謂「土肥原・秦徳純協定」である。これによつて宋哲元の第二十九軍はチャハル省から北平方面に移駐したのであつた。だが何ぞ知らん、この第二十九軍にはすでに中共黨員など多くの抗日分子が潜入して居り、この二年後には遂に蘆溝橋事件を惹き起すに至るのである。

このやうにして、中国側の塘沽停戦協定違反から梅津・何応欽協定が、また同じく中国側の対日武力挑発から土肥原・秦徳純協定が生れて来たのであり、両協定の原因を作つたのが中国側であることは明らかである。やがて華北に親日政權が成立することになるが、それは右の両協定の結果に過ぎないと云つてよいだろう。

第四節 「三原則」交渉

日華双方から提案

昭和十年に於ける広田外相の日華親善工作は五月の両国大使交換で頂点に達した。この親善氣運は河北・チャハル両省に於ける中国側の挑発行為によつて水をさされた形になつたものの、日華親善を一層具体化しようとする我國の姿勢は変らず、それが「広田三原則」の提唱となつた。それは中国側が、反日挑発行為を隠蔽するかの如く抜け目なく先手を取つて提案してきた「中国側三原則」に対して逆提案されたものであつた。

「中国側三原則」とは、蔣介石との打合せを終へて帰任した蔣作賓大使が九月初旬広田外相に提示した次の三項目提案である。

- (一) 両国は相手の完全な独立を相互に尊重すること
- (二) 両国は真正の友誼を維持すること
- (三) 両国間の一切の事件は平和的外交手段により解決すること

蔣大使は、右三原則で日華が真の朋友となれば、上海・塘沽両停戦協定と北支事件取決め（梅津・何応欽及び土肥原・秦徳純両協定）は必要がなくなるので取消すことを希望する。満洲国については、蔣介石はその独立は承認できないが、今日はこれを不問にする意向である（日本に対し、満洲国承認の取消しを要求しないといふ意味であると蔣大使は説明した）。また日華親善工作の進展具合によつては、更に「共同の目的」のため軍事上の相談をする決意もある――と述べた。

因にこの中国側三原則と希望事項は、二年後蘆溝橋事件が勃発した際、我國が日華関係改善のために作成した停戦交渉と国交調整案（所謂「船津工作」）の中にはば完全に生かされてゐたのであるが、この船津工作は大山副陸軍少将の為に挫折することになる（後述）。

さて我國の対応はどうであつたか。広田外相は中国側の三原則提案より先に、日華親善氣運の抬頭を好機として、事務当局に対華国交調整の根本方針を陸海軍側と協議するやう指示して居た。その結果、外務省と陸海軍側双方の案を突き合はし、検討を重ねた上、十月四日「関係各大臣了解事項」といふ形で承認されたものが、所謂「広

田三原則」であつた。

それは「日滿支三国の提携により東亜の安定と発展を計るのが日本の対外政策の根本」であるとして

- (一) 排日取締り(支那側は排日言動を取締り、欧米依存より脱却すること)
- (二) 満洲国黙認(支那側は満洲国独立を事実上承認し、反滿政策をやめること)
- (三) 共同防共(外蒙方面からの赤化勢力は右三国共通の脅威なので、支那側は外蒙接壤方面で防共のため日本と協力すること)

の三点を中心とし、これについて中国側の誠意が確認されたならば、日支、次いで日滿支間の新關係を確立せんとするものであつた。

右三原則は十月七日、広田外相から蔣大使に示され、これに対して中国側は同月下旬、(一) 中国には以夷制夷の意志はなく、排日は行なはない、(二) 満洲と政府間の交渉はできないが、満洲の現状に対して平和的以外の方法で事端を起すことはない、(三) 日本が中国側三原則を完全に行うなら、中国の主権と独立を毀損しない条件の下で外蒙接壤地方での共同防共の方法を協議する——との見解を伝えてきた。

交渉の停頓

「中国側三原則を完全に行うならば北辺境界地方での共同防共について協議する」との中国側主張に対して、広田外相が、それでは「いつ解決を見るやも知れず」と反論したところ、蔣大使は「中国は中国側三原則の実行を条件とするものではないが、先づ以てその趣旨を認めてほしい」旨を述べた。

この問題をめぐる日華の会談はその後も反復されたが、日本側が重視したのは、中国側が三原則中、兩國關係の平等を主張するのに関連して、一切の不平等条約、例へば租借地、居留地、領事裁判權等の廢止を要求した点であ

つた。我国の大陸に於ける唯一の租借地たる関東州は満洲国から租借してゐるのであり、中国とは無關係であるといふのが我国の見解であつた。広田外相は日華平等に異論はなかつたものの、中国側の右の如き平等權の主張はかつての「革命外交」の再主張とも考へられ、さうであるとすれば、中国側三原則の受諾は大なる困難に陥る他はなく、斯くして日華三原則をめぐる交渉は当初から行詰まりの觀を呈したのである。

更に汪精衛らの対日親善工作は南京政權内部に反汪の空氣を擡頭させ、十一月一日、国民党第四期六中全会の際、汪は凶弾を受けて重傷を負ふといふ事件が起きた。犯行は左翼によるものであることが、中国側から我国に伝えられた。再度にわたる彈丸摘出手術が失敗に終るや、汪は健康上の理由で行政院長と外交部長を辭職、行政院長には蔣介石自らが就任、外交部長には張群が就任した(蔣・汪合作の終了)。斯くして、中国指導部の交替と、折りからの華北自治運動の展開をめぐる日華交渉の中で、三原則交渉は影を薄めて行つたのである。

第五節 北支自治運動と冀東・冀察兩政權

北支自治運動の發生

塘沽停戰協定以来、北支の民心は必ずしも南京国民政府の治下にあるを好まず、機会あらば華北自治を望む氣運が強く、特に非武装地区の農民にそれが著しかった。

この背景には、南京政府過去十年間の北支に対する擄取政策があつた。

南京国民政府の北支擄取の一例を挙げるなら、昭和十年頃、同政府が北支から徴達する中央税と税外收入の年額